

平成19年度第1回総合セキュリティ対策会議
(平成19年7月31日)
発言要旨

【局長あいさつ】

局長： 総合セキュリティ対策会議も本年で7年目を迎えることになり、この間、大変有意義な御議論、御提言を賜りましてありがとうございます。

昨年は、インターネットカフェの匿名性の問題、そしてまた、この会議での御提言が基になって発足したインターネット・ホットラインセンターの運営のあり方について御議論いただき、報告書を頂戴したところです。

そこで、本年度ですが、第1テーマは、昨今問題となっているWinnyを初めとするファイル共有ソフトによる著作権侵害問題、第2テーマは、個人認証制度にかかわる問題、この2つをテーマとして、また今年度も御議論を賜れば幸いです。

なお、Winny問題につきましては、私ども職員のWinnyを入れたパソコンがウイルスに感染し、個人情報を含む警察情報が大量に流出するといった事案があり、国民の皆様方には御迷惑と御心配をおかけしたところです。ここにお詫び申し上げる次第です。

さて、こういった情報流出も一つ大きな問題ですが、他方でファイル共有ソフトは、著作権侵害の温床になっており、被害実態は放置できない規模になっています。今日は、被害実態や関係団体の取り組みについてお話をいただき、今後どのような対応が可能であるか、御議論を賜ればと思っています。

今年度も何とぞ有益な御議論を賜りますようによろしくお願い申し上げます。

【事務局説明】

事務局より、インターネット・ホットラインセンターの1年間の活動実績等について説明。

非協力プロバイダ等とあるが、これはいわゆるISPなのか、それ以外なのか、ISPなら割合はどの程度なのか。

事務局： いわゆるホスティング・プロバイダや掲示板管理人のことだが、ある特定のホスティング・プロバイダにわいせつ系等のサイトが

集まっていて、そこに絡む通報が多くを占めるという感覚である。

通報の大半はPCとの説明を聞いたが、資料の円グラフを見ると、出会い系や売春関係の通報が少ない。これらのコンテンツは携帯による利用が多数で、この点をカバーするために、携帯からの通報を受け付けるような取組みも必要なのではないか。

携帯からの通報を受け付けることは現在も可能であり、実際徐々に増えてきている。従来、通報に占める割合は10%程度だったが、現在は30%までになっている。今後もより実態を把握できるようにはなっていくと思う。

事務局： 出会い系サイト等については、そこを利用したい人が利用するわけで、その分、違法・有害情報の通報は、利用者からは得られにくい。

しかしこの部分は、やはり問題意識を持って掘り下げて行く必要はあるので、サイバーパトロール活動の強化は考えているところである。

通報件数とその後の処理の関係で数のギャップが見られるように思う。一つは、警察への通報に対する処理結果のギャップで、もう一つはガイドラインの基準に関するギャップである。

事務局： 警察で受けた通報をどれだけカバーできるかは当然警察で検討すべき事項と考えている。他方、ガイドラインそのものについては、ガイドライン検討協議会という仕組みが既にあるので、一義的には運用実態を踏まえ、そこで御議論頂くべきものだろうと理解している。

確かに、ガイドラインの文言だけではどう判断して良いか苦慮する部分もあるので、それらを踏まえ、ガイドライン改正等についても議論ができればよいと思う。

インターネット・ホットラインセンターができる際、制度設計はこの会議（総合セキュリティ対策会議）の場で行い、判断基準であるガイドラインは別にワーキンググループを設けて行った。そして、設立準備会でパブリック・コメントにかけ、この会議にも報告し、制定となった。その後、設立準備会は検討協議会として存続しているので、制度に関する大きな枠組みを変えらなければ、この会議で取り扱うとしても、ガイドラインは検討協議会で運用実態を踏まえた検討を行い、必要なアクションを行い、経過や結果をこの会議に報告するというのが基本的なスキームだろう。

運用結果を見ても、違法・有害情報を削除していくと言う点では、基本的には非常に上手く運用され、成果が上がっていることは言えると思う。

さらに良いものにしていくために、これまでの発言も踏まえて、前向きに検討を行っていただければと思う。

【事務局説明】

事務局より、平成19年度総合セキュリティ対策会議の検討課題、Winnyの操作手順・動作概況等について説明。

【委員発表】

委員より、ファイル交換ソフト対策について発表。

説明を聞いたが、著作権の説明が不明確だと思う。何が違法で、何が違法でないかは数字で表わせない。

しっかりと定義付けして皆さんに教えないと、何をやっても良くて、何をやったら駄目かが分からないから、そこから教える必要がある。

そもそも人の作ったものを勝手にコピーするなというのは道徳の問題であり、まずこれをきちんと教えて行く必要があるだろう。Winnyをやるのはけしからんとかそういう議論は、その先の話だと思う。

一般論として、単にコピーはけしからんだけというと、産業構造や芸術等に対して厳しくなってしまう、本来楽しめるはずのものが狭くなってってしまう。つまり、これは良い、これは悪いというのをはっきりさせた上で、それに対してどうするかという議論が必要なのではないか。

権利者側も著作物にメッセージを入れたり、課金システム等の導入で適正な利用は促進しようと動いている。

今回示した数字も、著作権が権利対象者の許諾がないと推定されるもの、つまり許諾の有無がはっきりしないものを除いた上で、流通しているものがほぼ著作権の保護期間内の著作物なのだとししたに過ぎないし、保護期間を終えたものをWinnyを使って流通させてはいけないなどと言ったことはない。

そもそもWinnyは悪ではないことを前提にしており、できる限り情報の適正な流通は促進したいというのが基本的なスタンスである。

この問題は、言葉の整理、著作権の説明をした上で行った方が良くもしれない。今回のテーマの本質は、どの程度流通を認め、どの程度権利を重視するかという問題にも繋がってくるので、一度は議論なり説明なりをする場を設けて行きたい。

ただ、摘発事例については、刑事告発され、実際故意犯で意識して行い、有罪判決まで出ているのだから、こういう利用の仕方をする者はやはり悪

い。

今日のところは、出発点として現状の認識から入った。今後、権利者側の実態を聞いたり、今日も出た教育問題等の色々な側面からの検討を行い、この会議としてどういうアプローチが可能か、どうすべきかなどについて、次回以降議論をさせていただきたいと思う。

(以上)